

生活困窮者自立支援制度の推進について

【担当省庁】厚生労働省

奈良県における取組

1. 生活困窮者自立支援事業の実施状況

(1) 県内相談支援窓口(県・12市・十津川村)

- ・福祉事務所設置自治体に相談支援窓口を設置(必須)
- ・相談支援員、就労支援員等を配置して支援

(H29年度実績) 新規相談:1,911件 うちプラン作成件数:636件

(2) 本県(県福祉事務所管内)における生活困窮者自立支援事業の取組状況

- ・奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター(相談支援窓口)

【必須事業】

① 自立相談支援 (H29年度実績)

延べ相談件数: 3,000件(新規相談:217件 うち就労者:58名)

【任意事業】

② (H30新規) 広域型就労準備支援事業

H30.4月より県と11市による広域型で、直ちに一般就労に結びつかない方への支援を実施

③ (H30新規) 家計相談支援事業

専門の家計相談支援員を置き、就労による自立後、家計の収支管理ができず、再び生活困窮に陥るおそれのある者を対象に、家計管理等を支援

④ 子どもの学習支援 (貧困の連鎖の防止)

高校進学に向けた学習支援・子どもの居場所づくり

(H30新規) 高校進学後のフォロー(中退等の防止)、

困難な課題を抱えた子ども・世帯へ訪問して生活・学習支援

(3) 県内における任意事業の取組状況

- ・任意事業については、地域の実情に応じて実施 ⇒ 更なる拡大を目指す

	H29	H30
就労準備支援事業	県・奈良市	県・ 県内全12市
家計相談支援事業	橿原市・桜井市・五條市・生駒市・宇陀市	県・橿原市・桜井市・五條市・生駒市・宇陀市
子どもの学習支援事業	県・御所市・生駒市	県・ 奈良市 ・御所市・生駒市

【関係市町村】 12市、十津川村

2. 広域型就労準備支援の取組(H30新規)

- ・平成30年4月から、県と11市による協定を締結し、広域的に就労準備支援事業を実施することで、スケールメリットを生かした事業展開が可能になった。
- ・市の域外の事業所においても、支援対象者の状況に応じて、就労訓練(中間的就労)等ができる体制を構築。

3. 就労訓練(中間的就労)事業所の認定・取組推進

(1) 就労訓練(中間的就労)事業所認定

- ・就労訓練(中間的就労)事業所 30事業所認定 (H30.4月末現在)

(2) 就労訓練(中間的就労)の取組推進

- ・就労準備支援で社会参加には繋がるが、一般就労にはまだ結びつかない方が多い。

【課題】

- (1) 一般就労に向けた更なる支援として、就労訓練の機会(非雇用型・雇用型)を提供する取組を強化しているが、広域で取り組む場合、利用者の通勤等にかかる自己負担が大きい。
- (2) 支援メニューの拡充のため、就労訓練事業所の開拓、充実が必要であるが、事業所への経済的な負担軽減の仕組みがないため、認定事業所となるインセンティブが働きにくい。

国にお願いすること

○生活困窮者への就労支援の充実

(1) 就労訓練(中間的就労)の利用者への支援

- ・広域で就労準備支援を行っている場合などに、利用者が遠方の就労訓練事業所に通いやすくなるよう、訓練に関連して発生する費用を助成する仕組みなど、利用しやすい制度の構築をお願いしたい。

(2) 就労訓練(中間的就労)事業所への支援の充実

- ・事業所が生活困窮者の受け入れに対して必要となる支援員の配置等に要する経費を対象とした助成制度を検討されたい。

また、株式会社等での非雇用型での就労訓練は、労働災害保険の対象とならないため、本事業に特化した「生活困窮者就労支援保険」の加入対象を拡大するなどの対応をお願いしたい。